

## 告 示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年三月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月二十六日

埼玉県越谷県土整備事務所長 山 科 昭 宏

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 越谷流山線
- 三 道路の区域

旧 B	新 A	旧 A	旧 新 別
越谷市東町二丁目一九七番一地先から 吉川市大字平沼字川端一九五七地先まで	越谷市東町二丁目一二七番一地先から吉川市大字 吉川字屋敷付一五四〇番二五地先まで	越谷市東町二丁目一二七番一地先から吉川市大字 吉川字屋敷付一五四〇番一地先まで	区 間
九・五〇〃 二二・九七	二三・八〇〃 五一・八〇		敷地の幅員 (メートル)
二〇五・六四	四一三・八六		延 長 (メートル)
平成二十四年十二月二十八日付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示第三十四号で告示した道路予定区域及び平成二十六年十一月七日付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十二号で告示した道路区域の一部変更である。 旧B区間は仮設道路のため、仮橋については撤去を行う。			
			備 考